

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(4/12～5/11 実施分)」 の一部変更について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されることに伴い、4/12～5/11 実施分の飲食店等向け営業時間短縮に係る協力金の取扱いについて一部変更いたします。

1 対象期間

(当初)

まん延防止等重点措置期間(令和3年4月12日から令和3年5月11日まで)

(変更後)

まん延防止等重点措置期間(令和3年4月12日から**令和3年4月24日まで**)
及び**緊急事態措置期間(令和3年4月25日から令和3年5月11日まで)**

2 支給額(予定)

(1) 中小企業等 一店舗当たり68万円から600万円

(2) 大企業 一店舗当たり上限600万円(一日の売上高減少額に基づき算出)

※国の方針を踏まえ、今後詳細を決定(参考1参照)

3 主な対象要件

○上記対象期間において**営業時間短縮及び休業の要請**にご協力いただいた都内全域の飲食店等(大企業が運営する店舗も含む) ※詳細は参考2参照

○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示すること

○申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと

(参考)感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

○都内にある全ての直営店舗において要請に応じ、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行っていただくこと(大企業のみ要件)

4 申請受付

○令和3年4月1日から4月11日までの営業時間短縮要請に係る協力金とは別に申請を受け付ける予定です。

○ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

5 問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにおいて対応いたします。（電話番号03-5388-0567 9時から19時まで毎日）

<問い合わせ先>

産業労働局総務部企画調整課

電話 03-5320-4637

内線 36-424 担当 早川・小川

(参考1) 国の方針を踏まえた支給額の考え方 (予定)

以下の区分に応じて算定した日額×時短要請等に応じた日数分

地域	分類	1日当たりの売上高 (売上高/日)	1店舗当たりの協力金日額	
			まん延防止等 重点措置期間	緊急事態措置期間
			4/12-4/24	4/25-5/11
23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	中小企業等	10万円以下	4万円	
		10万円～25万円	4万円～10万円	
		25万円以上	10万円	
	大企業	—	上限20万円(※)	
上記以外の区域	中小企業等	10万円以下	4万円	4万円
		10万円～25万円		4万円～10万円
		25万円以上		10万円
	大企業	—	4万円	上限20万円(※)

※売上高の減少額による (中小企業等もこの方式を選択可能)

(参考2) 営業時間短縮及び休業の要請の概要

まん延防止等重点措置期間 (4/12-4/24)	
(1) 23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は11時から19時まで）
(2) 上記以外の区域	夜21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は11時から20時まで）

緊急事態措置期間 (4/25-5/11)	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等	休業
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等	夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮

※ 4月12日から5月11日の期間中、営業時間の短縮等に全面的にご協力いただくことが必要

※ (2) の区域の飲食店等のうち、従前の閉店時間が20時から21時までの店舗においては、4月25日から5月11日までの全期間の協力実施についても申請可能